

発行所

株式会社 F.P.シミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

海外や沖縄からの土産物

Q: 私は、今年のゴールデンウィークに初めての海外旅行に出かけます。海外で買った土産物の免税枠について教えてください。

また、沖縄には観光戻し税というものがあると聞きました。仕組みを教えてください。

A: 海外で買った品物には免税枠というのが設けられていて、その枠を超えた分については関税をとられることになっています。

免税枠は、1人あたり酒類3本、紙巻きたばこ200本（ほかに日本製200本）、香水2オンス、その他の少額物品については海外市価（通常小売購入価格）で合計20万円までとなっています。

ただし、少額物品の場合、1品目ごとの合計が1万円以下のときは、それらの品物はこの20万円の枠には数えないことになっています。たとえば、5,000円のネクタイを2本買ったとしても、それは、20万円の枠には入らないのです。

上記の免税枠はすべて成年者1人あたりのもので、未成年者の場合には、酒やたばこの免税の取扱いはありません。

また、沖縄にある観光戻し税とは、外国の指定物品等を買ったとき、手続きをすれば一定額を払い戻してくれるというものです。

小売店で指定物品を税込価格で買うと、店に頼めば「販売記録票」「戻し税相当額支払状」が渡されます。これを沖縄を出る空港または港で税関に提示して確認を受け、派出している銀行から相当額の払い戻しを受けることになります。

